

質問

マンション管理業者が FB・EB 契約 *により、管理組合等を名義人とする収納口座から出金している場合、マンション管理業者は当該口座の印鑑等を保管しているものとみなされますか。

※FB=ファームバンキング

オフィスから電話回線を接続したパソコンを利用して、総合振込や給与振込などの大量の振込依頼 データを伝送するなどのサービス。

※EB=エレクトロニック・バンキング

顧客のコンピュータやパソコン、専用端末を使って、振込・振替の実施や明細取得などのサービス。



回答

マンション管理業者が管理組合等を名義人とする収納口座から単独で支払いを行える場合、マンション管理適正化法施行規則第87条第3項第二号に規定する「印鑑、預貯金等の引出用カード、その他これらに類するもの」を管理していることになります。

マンション管理適正化法施行規則第87条第3項第一号及び第二号

- 3 マンション管理業者は、前項第一号イ又は口に定める方法により修繕積立金等金銭を管理する場合にあっては、マンションの区分所有者等から徴収される一月分の修繕積立金等金銭又は第一項に規定する財産の合計額以上の額につき有効な保証契約を締結していなければならない。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
 - 一 修繕積立金等金銭若しくは第一項に規定する財産がマンションの区分所有者等からマンション管理業者が受託契約を締結した管理組合若しくはその管理者等(以下この条において「管理組合等」という。)を名義人とする収納口座に直接預入される場合又はマンション管理業者若しくはマンション管理業者から委託を受けた者がマンションの区分所有者等から修繕積立金等金銭若しくは第一項に規定する財産を徴収しない場合
- 二 マンション管理業者が、管理組合等を名義人とする収納口座に係る当該管理組合等の印鑑、預貯 金の引出用のカードその他これらに類するものを管理しない場合

<ご利用上の注意>

- ○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- ○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例 に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、 無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。